

令和7年
(2025)
栃木県
実施要綱

秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

実施期間

令和7(2025)年9月21日(日)から9月30日(火)

交通安全
スローガン

高めよう！ とちぎの交通マナー
マナーアップ！ あなたが主役です

令和6年度 交通事故防止に関するポスターコンクール



◆優秀賞
栃木県立足利工業高等学校
高木 璃莉愛さん



◆入選
栃木県立足利工業高等学校
須藤 未羽さん



◆入選
栃木県立足利工業高等学校
田村 葉さん



全国重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



9月24日(水) 「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日
9月26日(金) 「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」徹底強化の日
9月29日(月) 「自転車マナーアップ」強化の日
9月30日(火) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

主 唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

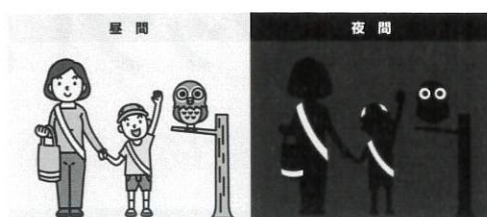
1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

安全な道路横断方法等の実践

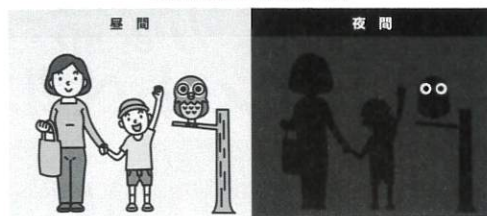
- 歩行者は、横断歩道を渡り、信号機のあるところでは、その信号に従って横断してください。
- 交差点の斜め横断や走行する自動車などの直前直後横断も法令違反です。
- 歩行者は、自らの安全を守るための交通行動として、ドライバーに対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。
- 歩きスマホは、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れます。

反射材用品等の着用

- 夕暮れ時や夜間は、反射材用品やLEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の服を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。



反射材用品等を着用した場合



反射材用品等を着用しない場合



「令和6年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校
亀田 実夢さん

※令和6年中、県内の交通死亡事故の**51.7%**が**夜間**に発生しました。
また、交通死亡事故の**21.7%**が**横断歩行中**に発生しました。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の注視・通話は、わずかな時間でも、前方の安全確認がおろそかになり、大きな交通事故につながります。
- 運転中にスマホを操作したり、画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。



飲酒運転等の根絶

- 「**飲酒運転等を絶対にしない、させない**」という「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
 - ・お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
 - ・車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。



「令和6年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選 県立足利工業高等学校
岩崎 悠佑さん

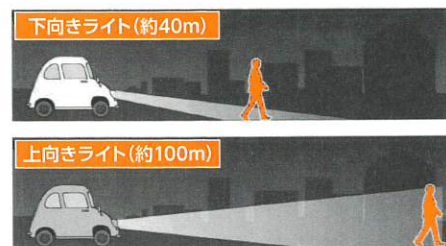
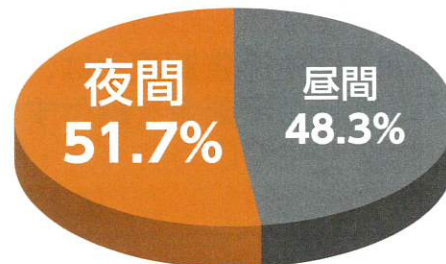
夕暮れ時以降の早めライト点灯

- 夕暮れ時にはライトの早め点灯を実践し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間は昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者や自転車等の発見が遅れる上、速度感覚が鈍り、速度超過になりがちですので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。

ハイビームの活用

- 夜間、先行車や対向車等がないときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夜間、ハイビームで走行した場合には、ロービームの場合よりも2倍以上遠くから歩行者を発見することができます。
※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。

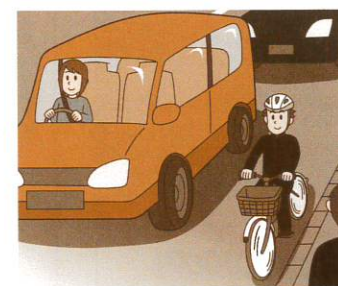
昼夜別交通死亡事故発生状況
(令和6年中、栃木県警察調べ)



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- ① **車道が原則、左側を通行**
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では**信号と一時停止**を守って、安全確認



- ③ 夜間は**ライトを点灯**



- ④ **飲酒運転は禁止**



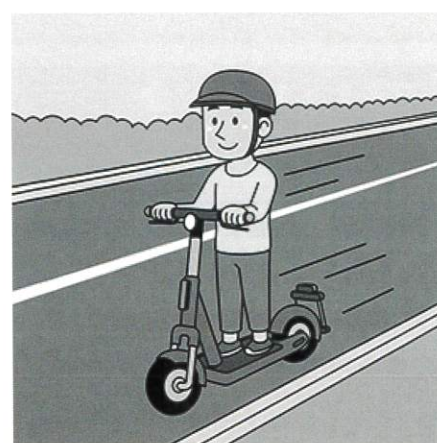
- ⑤ **ヘルメットを着用** **命を守る! 自転車ヘルメット**



- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約1.7倍**も高くなります。(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、**約5割**が頭部に致命傷を負っています。(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)
- 道路交通法で、**自転車ヘルメット着用は努力義務**です。
- 栃木県自転車条例で、**自転車保険加入は義務**です。

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。



詳しい**交通ルール**については警察庁ホームページをご確認ください。



詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページをご確認ください。



自転車の違反に交通反則切符と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



主な違反行為について



1 携帯電話使用

反則金 12,000円



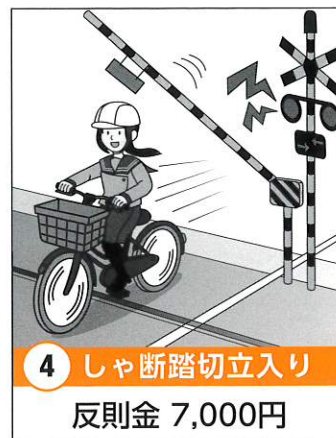
2 一時不停止

反則金 5,000円



3 信号無視

反則金 6,000円



4 シャ断踏切立入り

反則金 7,000円



5 右側通行

反則金 6,000円



6 傘さし

反則金 5,000円



7 無灯火

反則金 5,000円



8 並進

反則金 3,000円

自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」罰則強化 (令和6年11月1日 道路交通法改正)



携帯電話使用等

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索

事務局 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号

TEL 028-623-2185

栃木県のホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

FAX 028-623-2182